

2021年1月21日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

## 低所得者対策である補足給付の見直し、高額介護サービスの 上限額の見直し（引き上げ）の撤回を求める緊急声明

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会  
(略称 21・老福連)

〒565-0824 大阪府吹田市山田西 1-32-12-207

TEL：06-6170-1325 FAX：06-6170-1355

国政の重責を担ってのご尽力に敬意を表します。

さて、社会保障審議会介護保険部会が昨年12月27日に「介護保険制度の見直しに関する意見」をまとめたことを踏まえ、令和3年度に第8期(2021年～2023年)介護保険事業計画を施行するべく具体化されようとしています。給付と負担のバランスを図り、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可能性を高めることが重要であることを踏まえて、「介護保険制度の見直しに関する意見」の中には、介護保険施設における補足給付の細分化とその一部の負担段階層に対する月額食費の上乗せ、資産要件の厳格化、高額介護サービス費の上限値の引き上げ等の見直しについて、介護保険部会内の概ねの意見の一致を得たとされています。また、これらは法改正事案ではなく、省令及び告示、または政令事項であるとされています。

### 1. 補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求めます。

- ・補足給付の細分化は、細分化することによる食費負担の上乗せや資産要件の見直しを目的とするものであり、これほどまでの大幅な利用者負担増を看過することはできません。在宅と施設サービスの均衡を保つ意味をもつ補足給付は低所得者対策として重要な役割を果たしていましたが、介護保険財政の悪化に伴うこれらの見直しによる給付抑制は、利用者の生活を脅かすものです。特にユニット型特養利用者の退所や、短期利用者の利用控えに繋がるのが危惧されます。低所得者対策は公費により行うことを強く求めます。
- ・高額介護サービス費の上限額の見直しによる本人への償還額が大きく減り、影響は計り知れません。

### 2. 利用者負担の大幅増となる見直しにもかかわらず認知度が低く、また、終息時期の見えない新型コロナウイルスによる混乱の渦中の実施を決めず、根本から再検討を求めます。

- ・2019年12月の介護保険部会以後、大きく取り沙汰されず、「介護保険制度の見直しに関する意見」内には、“丁寧に説明”“丁寧に周知広報を行う”ことの必要性が記

載されています。また、2020年12月のパブリックコメントの募集まで、これらの認知度は非常に低いものでした。利用者への説明や負担増となることへの不満を受け止めるのは行政ではなく施設です。過去、補足給付の見直しの際にも、それに加えて、制度の複雑さから施設職員の業務負担は増えました。

- ・また、新型コロナウイルス感染の渦中、家計苦の国民の負担を増やす時期ではありません。

### **3. 社会福祉法人減免適用による利用者負担の軽減を図るのではなく、公費による対応を求めます。**

- ・「介護保険制度の見直しに関する意見」に、社会福祉法人減免の適用により利用者負担の軽減を図る棟の記載がありましたが、社会福祉法人減免の適用は利用者負担の軽減に繋がる一方で、当該社会福祉法人の負担増となる仕組みです。特別養護老人ホームは老人福祉法に基づく社会福祉施設であり、所得や資産に関係なく国民に開かれた施設であるはずで、こうした社会福祉施設において、国が民間の「減免」を前提にしなければ入所できない費用設定とすることそのものを改めるべきです。この見直しは、利用者と社会福祉法人の両者を苦しめるものであるため、改めて低所得者対策は公費で対応することを強く求めます。

21・老福連は、利用者や入居者の大幅増と職員の負担増につながる、今回の見直し案について強く反対し、撤回を求めます。

以上

## **副申書**

### **1. 補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求めます。**

・ショートステイ利用者にとっては、食費が給付外となっているデイサービスとの均衡の観点から第2段階及び第3段階①についても所得段階毎に300～400円の差額を設けるように調整するとされており、日額210～650円増額は、食費負担増で利用日数を減らす等の利用抑制に繋がる恐れがあります。

・ショートステイ利用者は在宅で生活される利用者です。施設利用料における居住費や食費の支払いの導入は、施設と在宅の均衡を保つためであったはずで、ショートステイ利用者が施設利用料に居住費や食費の支払いを導入することそのものが論理的に間違っていると考えます。

・2016年8月、食費と居住費の算定にかかる収入に非課税年金等を加えたことにより、介護サービス費は第2段階、補足給付は第3段階等の歪な構図を生み、入居者や施設にとって混乱を招きました。今回の見直しにより更なる混乱を招くに違いありません。費用の仕組みの複雑化は職員の負担増大に繋がります。

・多床室利用の第2段階の入居者は、見直し案の資産要件から補足給付対象外となった場合、月の利用負担額が約45,000円増えることとなります。同段階の従来型個室の場合は、約50,000円増え、同じくユニット型個室の場合は約65,000円増えることとなります。いまだかつて、これほどまでに月の利用負担額が増えたことはありません。

・資産要件の見直しの設定根拠は、現在の特養の平均在籍期間の算出により、見直し以後も10年程度の特養での暮らしは可能と見積もったことを積算根拠にしているようですが、それぞれの資産に関する考え方は多様です。年金給付は減り続け、老後資金を貯めざるを得なくしたことは棚に上げて、「持っているなら払え」とばかりに個人の資産をあてにするやり方を承知することはできません。

・先の改定で、補足給付を受けるにあたり、世帯分離が認められないこととなり、施設利用料を支払うことで世帯の家計が苦しくなり、それが故に退居となったケースが少なくありません。この改定は低所得者に厳しく、利用抑制を助長することとなり、生存権を脅かすものとして認められせん。

**2. 利用者負担の大幅増となる見直しにもかかわらず認知度が低く、また、終息時期の見えない新型コロナウイルスによる混乱の渦中の実施を決めず、根本から再検討を求めます。**

・今回の見直しにより、介護保険財政からどれほどの金額の支出抑制が想定されているのでしょうか。低所得者の利用抑制につながる見直しは、介護保険創設に謳われていた「介護の社会化」の実現には程遠い結果しか見えません。

以上